



SCB

ニュース&トピックス

No.2024-56

(2024.7.23)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所

上席主任研究員 藁品 和寿

03-5202-7671

s1000790@FacetoFace.ne.jp

「貸金業利用者に関する調査・研究<調査結果報告書>」のポイント

— 借入は「悪」ではない、金融リテラシーの向上を —

ポイント

- 2024年7月11日、金融庁は、「貸金業利用者に関する調査・研究<調査結果報告書>」を公表した。本調査・研究では、借入目的、複数の借入経験の有無、セーフティネット制度の認知状況等についてアンケートを実施している。
- 「3年以内借入経験者」に関して、クレジットカード会社のキャッシング・カードローンならびに消費者金融の利用者における借入目的をみると、いずれも上位3つは、「生活費の不足を補うため」、「クレジットカード、ネットショッピングにおける後払いの決済等の利用代金を支払う資金の不足を補うため」、「欲しいものがあつたが手元のお金が足りなかったため」である。また、セーフティネットの相談窓口や貸付自粛制度への認知度は低く、周知徹底が今後の課題であろう。さらに、家計や借入れに関して悩みがある場合、迷わず積極的に相談することが望まれる。
- 借金をすること自体は「悪」ではなく、「賢い消費」をするために役立つ金融リテラシーを身につけた上でローンを利用するという姿勢が、利用者に強く求められているといえよう。

1. はじめに

2024年7月11日、金融庁は、「貸金業利用者に関する調査・研究<調査結果報告書>」（以下、「調査結果報告書」という。）を公表した¹。本調査・研究は、貸金業を利用している一般消費者および事業者の意識や制度等の認知状況等を分析・把握するために、(株)MS Sに委託したものである。借入目的、複数の借入経験の有無、セーフティネット制度の認知状況等がアンケート調査の項目となっている。なお、当該アンケートは、インターネット形式で、2024年1月23日から2月15日にかけて、全国の18~70歳代の男女(5,000サンプル)を対象に実施された。

多重債務問題の解決を主な目的に2006年12月に貸金業法が抜本的に改正、2010年6月に完全施行されて以降、貸金業界の収益構造や貸出スタンスは変化してきているといわれる。

そこで、本稿では、本調査の対象として焦点があてられている「3年以内借入経験者²」に着目をして、調査結果報告書のポイントを整理して紹介する。

¹ 金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20240711-2/20240711.html>)を参照

² 「最近3年以内に、「クレジットカード会社のキャッシング・カードローン」、「消費者金融からの借入れ(個人向け貸付けを行うフィンテック事業者を含む)」、「商工ローンからの借入れ(事業者向け貸付けを行うフィンテック事業者を含む)」、「手形割引業者からの借入れ」のいずれかの利用経験がある方」と定義されている。

2. 調査結果報告書のポイント

クレジットカード会社のキャッシング・カードローンならびに消費者金融の利用者における借入目的をみると、いずれも上位3つは、「生活費（光熱水費を含む）の不足を補うため」、「クレジットカード、ネットショッピングにおける後払いの決済等の利用代金を支払う資金の不足を補うため」、「欲しいものがあつたが手元のお金が足りなかったため」である。特に「生活費の不足を補うため」では、年収が低くなるほど回答割合が高まる傾向がみられる。なお、貸金業者からの借入経験者のうち、同時に複数の借入の経験がある利用者においても、借入目的の上位3つは同様であり、この利用者のうち17.3%では返済が滞っている。

貸金業者から「希望通りの金額で借入ができた」という割合は50.3%であり、一方で約半数が希望通りの金額で借入ができていない。希望通りの借入ができなかった時の対応としては、「支出を控えた・諦めた」を筆頭に、「親類・友人等からの援助を受けた・借入れを行った」、「アルバイトなどにより収入の増加に努めた」、「クレジットカード、ネットショッピングにおける後払いの決済等を利用し、支払いを後回しにした」、「銀行のカードローンからの借入れを行った」が続く。借入残高が年収の3分の1を超える割合は18.0%であり、年収が低いほど高まる傾向がみられる。「クレジットカード、ネットショッピングにおける後払いの決済等を利用し、支払いを後回しにした」や「銀行のカードローンからの借入れを行った」という対応をとる人は、心理面で“負のループ”に陥りやすく（図表）、多重債務に陥る可能性が高まることに注意が必要である。特に、3年以内借入経験者では、ギャンブルを目的とした借入の割合も26.3%に上るため、より注意が必要だろう。

（図表）借金を借金で返済する「負のループ」（例示）



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

セーフティネットとしての相談窓口の認知状況をみると、「法テラス、国民生活センターの相談窓口」、「弁護士会、司法書士会の相談窓口」はそれぞれ6割前後と、認知度が高めである。一方、財務局や地方自治体が設置している専門の相談窓口の認知度は高くない。また、3年以内借入経験者以外では認知度はさらに低いことから、相談窓口の周知徹底は今後の課題の一つであろう。なかでも「財務局や地方自治体が設置している多重債務

専門の相談窓口」の認知経路をみると、SNSの投稿、コンビニ・スーパーマーケット・ATM等に設置されているカードの回答割合が高いことから、日常生活で日頃、目にすることが多い場所でのPRは有効だろう。特に「学生」に対しては、校舎内の掲示板や学食等でのPRも有効ではないだろうか。

貸付自粛制度³の認知度は、3年以内借入経験者で39.1%、3年以内借入経験者以外では11.8%に過ぎないことから、貸付自粛制度の認知度向上も今後の課題の一つであろう。なお、貸付自粛制度の認知経路では、「家族・親類・友人」と並んで「銀行や消費者金融等の金融機関」の回答割合が高いことから、金融機関から貸付自粛制度の利用をアドバイスすることも有効ではないだろうか。

家計や借入れに関する悩みの相談先では、「悩みはなかった」を除き「家族・親類・友人」が最多で、「悩みはあったが誰にも相談しなかった」は10.3%であった。この理由として、「相談する必要性を感じなかったから」、「相談したかったが、家族や友人に知られたくなかったから」、「相談したかったが、誰に相談したらよいか分からなかった」、「相談したかったが、相談することが恥ずかしかった」、「相談することを思いつかなかったから」等が挙げられている。なお、相談した際の満足度をみると、「家族・友人・親類」を筆頭に、「銀行や消費者金融等の金融機関」を含め、いずれの選択肢の回答割合もそれぞれ6割以上と高いことから、悩みがある場合には、迷わず積極的に相談することが望まれよう。

借入れが限度額に達して正規の金融機関から借入れができなかったこと等を理由に、インターネットや新聞・雑誌等の広告を見たことをきっかけとして、無登録業者（ヤミ金融）から借り入れるケースが、3年以内借入経験者で14.2%に上る。借入金額元本は「10万円以下」が53.2%と少額である。また、キャッシュレス決済の支払いのための借入れは、3年以内借入経験者で40.3%に上り、こちらの1回の借入金額は5万円未満が49.0%、現在の借入金額は10万円未満が52.7%と、こちらも少額である。しかし、少額とはいえ、返済が滞った場合、多重債務に陥る可能性があるため、注意が必要であろう。

3. 借金は「悪」ではない、金融リテラシーの向上を

（一社）全国労働金庫協会が監修する「消費者の自立を支援するためにマネートラブルにかつ！[改訂第6版]⁴」では、冒頭で「借金は「悪」なのか！？」と題し、「堅実なマネープランを実現しようとする人にとって、ローンは夢をかなえ、豊かな生活を楽しむための重要な手段の一つ」と明記している。一方で、「ローンの返済も滞ったら一大事」とし、「ネット社会の出現でお金や契約にともなうトラブルが増え続けるいま、それらに対処できるマネー・リテラシー（実生活で役立つ知識）や、賢い消費をするための基本的な知識を身につけたいものです。」と締め括っている。なお、改訂第7版でも、「コロナ禍後も変化する社会で、お金のまつわるトラブルから自分を守る知識も不可欠」と記されている。

³ 自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症により本人やその家族の生活に支障を生じさせる恐れがあること、その他の理由により、本人自らを自粛対象者とする旨、または法定代理人等が金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を実施団体に対して申告することにより、実施団体が貸付自粛情報を信用情報機関に登録し、一定期間、当該信用情報機関の会員に対してその情報を提供する制度である（<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/kasitsukejisyuku.html>）。なお、実施団体は、日本貸金業協会ならびに一般社団法人全国銀行協会である。

⁴ 現在、「改訂第7版」がデジタルブック形式で閲覧できる（<https://all.rokin.or.jp/about/support.html>）。

ニュース&トピックス No. 2024-52⁵ (2024年7月11日発行) では、三菱UFJフィナンシャル・グループの調査レポートを踏まえ、「従業員エンゲージメントを高めるためにはファイナンシャル・ウェルビーイングを高める、ファイナンシャル・ウェルビーイングを高めるためには経済的満足度を高める、経済的満足度を高めるためには金融リテラシーを高める」といえることを示した。ファイナンシャル・ウェルビーイングを高め、経済的満足度を高めるためにも、金融リテラシーの向上は大切といえよう。

(一社)全国労働金庫協会の改訂第6版のとおり、借金をすること自体は「悪」ではなく、「賢い消費」をするために役立つ金融リテラシーを身につけた上でローンを利用するという姿勢が、利用者に強く求められているといえよう。

以上

<参考文献>

- ・株式会社MSS(2024年3月15日)「貸金業利用者に関する調査・研究<調査結果報告書>」
- ・一般社団法人全国労働金庫協会(2020年4月、2024年4月)「消費者の自立を支援するためにマネートラブルにかつ! [改訂第6版、改訂第7版]」

本レポートは発表時点における情報提供を目的としており、文章中の意見に関する部分は執筆者個人の見解となります。したがって、投資・施策実施等についてはご自身の判断をお願いします。また、レポート掲載資料は信頼できると考える各種データに基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

⁵ 信金中央金庫 地域・中小企業研究所ホームページ(<https://www.scbri.jp/reports/newstopics/20240711-post-500.html>)を参照